

## 大礼服等の衣装貸出実施要綱

(目的)

**第1条** この要綱は、那須野が原開拓日本遺産活用推進協議会（以下「協議会」という。）の構成市町である那須塩原市、大田原市、矢板市及び那須町（以下「構成市町」という。）内で催しを行うものに対し、勅任文官大礼服及び陸軍武官正装及び上流婦人洋装（以下「大礼服等の衣装」という。）を貸し出すことにより、文化振興及び観光振興につなげることを目的とする。

(貸出対象)

**第2条** 大礼服等の衣装の貸出しを受けることができる催しは、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 文化庁の関連行事であること又は開催地が構成市町内であること。
- (2) 構成市町の文化振興、観光振興に関連する行事であること。
- (3) 次の各号のいずれにも該当しない催しであること。
  - ア 構成市町の暴力団排除条例に規定する暴力団又は暴力団員が関与する催し
  - イ 政治活動又は宗教活動を目的とする催し
  - ウ 営利を目的とする催し
  - エ その他事業の目的達成にふさわしくないと協議会会長が認めた催し

(貸出期間)

**第3条** 大礼服等の衣装の貸出期間は、催しの開始の日の前日からクリーニング完了後の返却の日までの期間とし、30日を限度とする（クリーニングに3週間程度要することを想定）。ただし、他の申込みの貸出期間と重複しない場合であって、協議会会長が特別の事情があると認めるときは、この限りではない。

(貸出しの申請)

**第4条** 大礼服等の衣装の貸出しを受けようとするもの（以下「申請者」という。）は、大礼服等の衣装貸出申請書（様式第1号）に次に掲げる資料を添えて、協議会会長に提出しなければならない。

- (1) 催しの内容、開催場所及び開催期間を確認することができる書類
  - (2) 催しに係る配置図
- 2 前項に規定する申請は、貸出しを希望する日の6箇月前から7日前までに行うものとする。

(貸出しの可否)

**第5条** 協議会会長は前条2項に規定する申請があったときは、貸出しの可否を決定し、大礼服等の

衣装貸出可否決定通知書（様式第2号。以下「決定通知書」という。）により、申請者に通知するものとする。

（貸出し及び返却）

**第6条** 大礼服等の衣装の貸出しの決定を受けたもの（以下「使用者」という。）は、協議会会長が指定する日時及び場所において大礼服等の衣装を直接借り受け、又は返却しなければならない。

2 使用者は、使用後に大礼服等の衣装の汚損、毀損等の有無を確認し、返却時に大礼服等の衣装使用実績報告書（様式第3号）を協議会会長に提出しなければならない。

3 使用者は、使用後にクリーニングを行った上で返却しなければならない。クリーニングについては、大礼服等の衣装を適切にクリーニングすることができる事業者に依頼し、返却時にクリーニングを行ったことを証明できるものを提出すること。

（遵守事項）

**第7条** 使用者は、大礼服等の衣装の使用に当たり、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- （1）第三者に使用する権利を譲渡し、又は転貸しないこと。
- （2）決定通知書に記載された催し以外に使用しないこと。
- （3）大礼服等の衣装を適正に管理し、及び使用すること。
- （4）使用后、すみやかにクリーニングを行うこと。
- （5）貸出期間を厳守すること。
- （6）汚損し、又は毀損した場合は、責任をもって原状回復すること。
- （7）その他協議会会長が特に付した条件に従って使用すること。

（貸出しの取消し）

**第8条** 協議会会長は、使用者が前条に規定する事項を遵守しなかった場合又はこの要綱の規定に違反した場合は、大礼服等の衣装の貸出しを取り消すことができる。

2 協議会会長は、前項の規定により貸出しを取り消したときは、大礼服等の衣装貸出取消通知書（様式第4号）により使用者に通知するものとする。

3 協議会会長は、前2項の場合において既に貸出しを行っているときは、返却を求めるものとする。

4 前3項の規定による貸出しの取消し及び返却によって使用者に生じた損害については、協議会は一切の責任を負わないものとする。

（原状回復）

**第9条** 使用者は、貸出しを受けた大礼服等の衣装を汚損し、又は毀損したときは、使用者の責任と負担により、必要な処置を行い、原状に復さなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、汚損若しくは毀損の状態が著しく原状回復が困難なとき、又は全部若し

くは一部を紛失したときは、協議会会長は、使用者に対し実費弁償をさせることができる。

(協議会の責任)

**第10条** 協議会は、使用者又は大礼服等の衣装の利用者が大礼服等の衣装を適正に使用し、又は利用しなかったことにより生じた損害については、責任を負わないものとする。

(その他)

**第11条** この要綱に定めるもののほか、貸出しの実施に関し必要な事項は、協議会会長が別に定める。

#### **附 則**

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和5年7月18日から施行する。

那須野が原開拓日本遺産活用推進協議会会長 様

住所（所在地）

氏名（団体名及び代表者氏名）

連絡先

大礼服等の衣装貸出申請書

大礼服等の衣装を使用したいので、次のとおり申請します。

団体名		
団体の活動内容		
催しの内容等	名称	
	内容	
	開催期間	
	開催場所	
貸出希望衣装 (☑を記入)	勅任文官大礼服	<input type="checkbox"/> フリーサイズ ( 着) ※2着まで
	陸軍武官正装	<input type="checkbox"/> フリーサイズ ( 着) ※2着まで
	上流婦人洋装 (ローブ・デコルテ)	<input type="checkbox"/> ホワイト <input type="checkbox"/> ピンク
	上流婦人洋装 (ローブ・モンタント)	<input type="checkbox"/> レッド <input type="checkbox"/> ブルー

※添付書類

- 1) 催しの内容、開催場所及び開催期間を確認することができる書類（チラシ、パンフレット等）
- 2) 催しに係る配置図（大礼服等の衣装の使用場所がわかる図面）

様

那須野が原開拓日本遺産活用推進協議会会長

大礼服等の衣装貸出可否決定通知書

年 月 日付けで申請のあった大礼服等の衣装貸出しについて、次のとおり決定したので、通知します。

貸出しの可否	<input type="checkbox"/> 貸出しをする。	
	<input type="checkbox"/> 貸出しをしない。 (理由 )	
団体名		
貸出期間	年 月 日 ~ 年 月 日	
貸出衣装		
催しの内容等	名称	
	開催場所	
遵守事項	(1) 第三者に使用する権利を譲渡し、又は転貸しないこと。 (2) 上記の催し以外には使用しないこと。 (3) 大礼服等の衣装を適正に管理し、及び使用すること。 (4) 使用后、すみやかにクリーニングを行うこと。 (5) 貸出期間を厳守すること。 (6) 汚損し、又は毀損した場合は、責任をもって原状回復すること。 (7) その他大礼服等の衣装貸出実施要項を遵守すること。	

様式第3号（第6条）

年 月 日

那須野が原開拓日本遺産活用推進協議会会長 様

住所（所在地）

氏名（団体名及び代表者氏名）

連絡先

### 大礼服等の衣装使用実績報告書

大礼服等の衣装を次のとおり使用したので、報告します。

団体名		
貸出期間	年 月 日 ~ 年 月 日	
貸出衣装		
汚損等	汚損又は毀損の有無	有 無
	汚損又は毀損の状態及び原因（有の場合）	
	紛失の有無	有 無
	紛失した備品及び原因（有の場合）	
	事故等の発生の有無	有 無
	事故等の状況及び原因（有の場合）	
その他		

※添付書類：クリーニングを行ったことを証明するもの。（領収書等）

様式第4号（第8条関係）

那日遺第 号

年 月 日

様

那須野が原開拓日本遺産活用推進協議会会長

大礼服等の衣装貸出取消通知書

大礼服等の衣装貸出実施要項第8条1項の規定により、次のとおり大礼服等の衣装の貸出しを取り消したので、通知します。

団体名		
貸出期間	年 月 日 ~ 年 月 日	
貸出衣装		
催しの内容等	名称	
	開催場所	
取消日	年 月 日	
取消理由		